第66期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

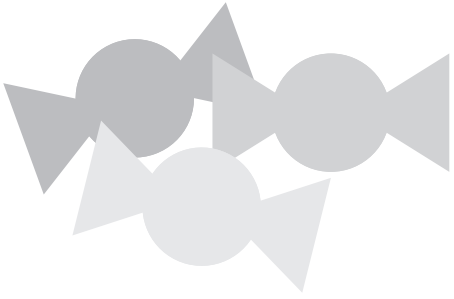
平成28年3月29日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社 本社 2階会議室

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役3名選任の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件



目次

第66期定時株主総会招集ご通知 …… 1
(添付書類)
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 15
計算書類 …… 18
監査報告書 …… 22
株主総会参考書類 …… 25

カンロ株式会社

証券コード 2216

(証券コード2216)
平成28年３月９日

株　主　各　位

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社
代表取締役社長　　戸　名　　厚

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成28年３月29日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　　東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社　本社　２階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項
（1）第66期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第66期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役３名選任の件
第６号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanro.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanro.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

1．当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

2015年11月、当社松本工場で製造いたしました「180gもりもり山のくだもの飴」の一部におきまして、製造設備のゴム製の異物が混入したことが判明し、対象商品の「180gもりもり山のくだもの飴」を含めた全３品について自主回収を行いました。お客様、株主の皆様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけすることになり深くお詫び申し上げます。今後はより一層品質管理を徹底し、再発防止に努める所存です。

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和政策から雇用・所得環境は改善され、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は低調に推移するなど先行きは依然不透明な状況となりました。

菓子業界におきましては、小売業間の競争が一層激しさを増す中、物流費や原材料価格の高止まりなど、メーカーの収益環境は、引続き厳しいものとなりました。

このような経営環境の下、当社グループは主力ブランド商品である「ピュレグミ」の大幅リニューアルを実施し、店頭販促やＴＶＣＭを投下するなど売上の拡大を図ると共に、利益率の高い主力ブランド商品の拡大により利益の改善を図りました。また、事業の選択と集中を進め、経営資源を当社の中核事業である国内キャンディ事業に絞り込み、業績の早期回復を図りました。

袋キャンディは、主力ブランド商品である「金のミルクキャンディ」や下期に発売した「金のミルクキャンディ抹茶」が好調に推移したことや、「ボイスケアのど飴」の売上が伸長したことなどにより前期比3.9％の増加となりました。ポケットキャンディは、スティックキャンディの売上は減少しましたが、「ジュレピュレ」「カンデミーナグミ」などグミ群が伸長したことにより、前期比5.7％の増加となりました。素材菓子は、前期比2.0％の減少となりました。以上の結果、連結売上高は、前期比８億77百万円（4.7％）増収の196億83百万円となりました。

利益につきましては、売上総利益は主力ブランド商品の売上増加により前期比５億25百万円（6.5％）増益の86億35百万円となりました。販売費及び一般管理費は、事業の選択と集中により広告宣伝費や販売促進費は減少しましたが、売上の増加に伴う物流費等が増加したことを主因に前期比48百万円増加の83億１百万円となりました。この結果、連結営業利益は前期比４億76百万円増益の３億33百万円となりました。連結経常利益は朝日工場建設に伴うものづくり産業応援助成金70百万円が前年までで終了したものの、前期比３億79百万円増益の２億99百万円となりました。連結当期純利益は、前期に工場製造設備等の減損損失による特別損失２億93百万円及び繰延税金資産の一部取崩しに伴い１億67百万円を法人税等調整額に計上したこと、当期に製品回収費として特別損失99百万円を計上したことなどにより、前期比５億82百万円増益の86百万円となりました。なお、当社は製品回収についてのリコール保険に加入しており、今回の製品回収費の一部については、次期（平成28年12月期）に保険金収入として回収の予定です。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は16億35百万円であります。

主なものは、平成27年５月に本社より移転し業務開始しました「ＫＡＮＲＯ Ｒ＆Ｄ豊洲研究所」の建物改作工事代金等３億91百万円及びキャンディ製造設備の支払（ひかり工場２億71百万円、松本工場５億５百万円、朝日工場２億19百万円）であります。

また、当期において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

設備資金として前期に調達した短期借入金の一部を長期借入金へ借換えいたしました。

(4) 対処すべき課題

当期（平成27年12月期）の経営成績は増収増益となり、前期における赤字から黒字転換することができました。次期（平成28年12月期）業績見通しは増収増益としておりますが、未だ利益は充分とは言えない状況にあり、当社グループといたしましては、利益重視の経営施策の下、主力既存品の売上拡大、新しい価値を創造する次期ブランド商品の開発、社内サプライチェーンの見直し、製造現場における改善活動の継続的な実施等の施策を着実に実行し、さらなる利益の向上を図ってまいる所存です。

株主各位におかれましても、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売上高	20,351,099千円	18,310,018千円	18,805,330千円	19,683,098千円
経常利益又は経常損失	670,607千円	239,848千円	△80,201千円	299,722千円
当期純利益又は当期純損失	301,671千円	46,081千円	△495,570千円	86,900千円
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失	16円37銭	2円54銭	△27円34銭	4円79銭
純資産額	10,766,044千円	10,512,919千円	9,705,602千円	9,416,802千円
総資産額	17,758,085千円	16,654,051千円	18,035,645千円	17,344,740千円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	出資比率	主要な事業内容
ひかり製菓株式会社	100%	菓子食品の製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

菓子メーカーとして、主に下記商品を販売しております。

キャンディ類：カンロ飴、ピュレグミ、金のミルクキャンディ、健康のど飴、健康梅のど飴、ノンシュガー果実のど飴、ノンシュガースーパーメントールのど飴、ボイスケアのど飴、はちみつレモンCのど飴、もりもり山のくだもの飴、ノンシュガー珈琲茶館、ノンシュガー紅茶茶館、カンデミーナグミ等

そ　の　他：まるごとおいしい干し梅、海苔と紀州梅のはさみ焼き、茎わかめ梅味等

(8) 主要な営業所及び工場

① 当　社

本　　社：東京都
ひかり工場：山口県
松本工場：長野県
朝日工場：長野県
豊洲研究所：東京都
広域販売部：東京都
札幌支店：北海道
仙台支店：宮城県
首都圏東支店：東京都
首都圏西支店：東京都
名古屋支店：愛知県
大阪支店：大阪府
広島支店：広島県
福岡支店：福岡県

② 重要な子会社

ひかり製菓株式会社：山口県

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499人	+20人	39.6歳	15.4年

(注)　使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三井住友銀行	500,000
株式会社みずほ銀行	375,000
三井住友信託銀行株式会社	350,000

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　18,123,760株
(自己株式数1,020,745株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数　3,084名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	5,317	29.33
カンロ共栄会	1,174	6.47
株式会社榎本武平商店	1,127	6.21
株式会社三井住友銀行	865	4.77
株式会社みずほ銀行	860	4.74
三井住友信託銀行株式会社	808	4.45
東京海上日動火災保険株式会社	605	3.33
株式会社山口銀行	400	2.20
宮本眞也	220	1.21
井村屋グループ株式会社	220	1.21

(注) 持株比率は、自己株式(1,020千株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸名 厚	
取締役専務執行役員	西村 一之	開発・営業担当
取締役専務執行役員	黒田 幸徳	生産担当 ひかり製菓株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	森本 憲治	管理担当兼管理本部長兼監査室を除く社長直轄部門の補佐
取締役	古本 結子	三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー
常勤監査役	菱田 州男	ひかり製菓株式会社監査役
監査役	西村 光治	弁護士
監査役	林 広二郎	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部生活商品チームリーダー

（注）1 取締役のうち古本結子氏は、社外取締役であります。
2 監査役菱田州男、西村光治、林広二郎の３氏は、社外監査役であります。
3 西村光治氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4 取締役のうち森本憲治、古本結子の両氏は、平成27年３月30日開催の第65期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5 監査役のうち菱田州男、西村光治の両氏は、平成27年３月30日開催の第65期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6 平成27年３月30日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって武井実、宮下修の両氏は取締役を辞任により退任し、小髙義久、旗﨑孝文、津川哲郎の３氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
7 三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。
8 取締役のうち西村一之氏は、平成28年１月１日付けで、担当職務を研究・開発・営業担当に変更いたしました。
9 取締役のうち森本憲治氏は、平成28年１月１日付けで、担当職務を管理担当兼管理本部長に変更いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
	人	千円
取　締　役	7	99,450
(うち社外取締役)	(2)	(1,200)
監　査　役	6	21,730
(うち社外監査役)	(6)	(21,730)
計	13	121,180
(うち社外役員)	(8)	(22,930)

(注) 1　上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額15,310千円（取締役13,500千円、監査役1,810千円）を含んでおります。

2　上記報酬等の額のほか、平成27年３月30日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役３名に対して、役員退職慰労金として次の金額を支給しております。

取締役　1名　22,510千円（うち社外取締役　ー名　　ー千円）

監査役　3名　9,970千円（うち社外監査役　3名　9,970千円）

なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額30,490千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては８頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	古本結子	就任後開催の取締役会６回の全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	菱田州男	就任後開催の取締役会６回の全てに、また、監査役会６回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。
社外監査役	西村光治	就任後開催の取締役会６回の全てに、また、監査役会６回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	林　広二郎	当事業年度開催の取締役会８回の全てに、また、監査役会９回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	34,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,600千円

(注) 1 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全役職員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たる。

・反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。

・コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行する。

・取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

・取締役の日常の職務執行に関しては、常勤取締役を中心に構成される常勤役員会（以下、役員会という）を定期的に開催して意思疎通を図りながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。

・監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

・監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講ずる。

・内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書を作成し、保存管理する。

・監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部門を通じてこれに応ずる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画室を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施して経営企画室に報告する。
経営企画室は全社及び各部門に関わる重要なリスクと対策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて新たな是正処置を取る。

・新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画室より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。

④　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の職務執行に関しては定期的に開催される役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。

・取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。

・取締役会は、取締役の委嘱事項を決定し、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。

⑤　当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社グループは金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するために内部統制の整備、運用を行う。監査室は当該内部統制の有効性を評価するため、内部統制監査を定期的に実施し、その結果を役員会に報告する。

・前記①～④に関わる事項は、子会社であるひかり製菓㈱にも原則として適用する。

・ひかり製菓㈱は当社が全額出資する子会社であり、その経営に関わる重要事項は当社への報告及び承認事項とする。

・監査役は、当社グループの監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。職務の執行状況及び適正性に関して、必要があれば助言、勧告し、場合によっては必要な処置を取る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は内部監査部門である監査室に対して必要事項を指示する。また、取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（監査役補助者）として適切な人材を配置する。
・監査役補助者を配置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と事前に協議する。
・監査役の指示に基づく監査役補助者の調査や情報収集に対して、会社各部門は協力する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役は、職務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。
・取締役は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役の職務執行に関して不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。
・法令違反等の内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は「コンプライアンス・組織運営規程」に則り、通報の状況と処置結果を監査役が出席する役員会に報告する。
・子会社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者は、監査役に対して、随時その職務の執行状況その他に関する報告をする。
・内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報者または報告者に対して不利な取扱いを行わない。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。
・監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。
・監査役は監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用する。
・監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算措置を講ずる等必要な措置を講ずることを要請することができる。

(2) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

以上の方針に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する基本方針の改定内容の周知

当社は、取締役会の決議により、平成28年１月１日より「内部統制システムに関する基本方針」の一部を改定、さらに、平成28年２月18日に一部改定をいたしております。当該改定後にその内容を社内電子掲示板に掲示すると共に、当社ホームページでも掲示し、社内外に広く告知しております。なお、今後は社内向けに分り易くまとめた資料を提示する等、内容の周知徹底を継続的に図ってまいります。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事項を検討、審議するために、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。当該委員会は、原則として年２回定期的に委員会を開催し、規程の策定、変更に関する事項、及び教育に関する事項を審議しています。また、コンプライアンスに関する各種社内研修を継続的に実施しており、平成27年5月から8月にかけては、本社及び全国の工場に所属する従業員に対して、ハラスメントについて正しく理解するための研修を実施しております。

③ リスク管理体制

当社は、全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施しており、平成27年1月にこの見直しと洗出しを行い、改めてリスクを特定しその対策を講じております。また、本年度（平成28年）においても既に1月に実施しております。なお、ＢＣＰ（事業継続計画）についても整備しており、マニュアルの継続的な見直し、及び追加を行っております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は３ケ月に１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、社長会、執行役員会、コンプライアンス委員会、人事委員会等重要な会議に出席し、また各部署での業務監査を行うなどし、監査の実効性の向上を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と認識しており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

（注） 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**7,011,655**	**流動負債**	**4,230,373**
現金及び預金	1,105,874	支払手形及び買掛金	1,443,478
受取手形及び売掛金	4,812,706	短期借入金	227,500
商品及び製品	508,854	リース債務	39,432
仕掛品	5,225	未払金	606,341
原材料及び貯蔵品	190,930	未払費用	1,487,746
繰延税金資産	244,906	未払法人税等	77,580
その他	143,158	未払消費税等	113,586
固定資産	**10,333,084**	賞与引当金	148,612
有形固定資産	**9,480,589**	その他	86,095
建物及び構築物	3,694,270	**固定負債**	**3,697,563**
機械装置及び運搬具	3,214,958	長期借入金	1,737,500
土地	2,093,941	リース債務	48,357
リース資産	81,554	退職給付に係る負債	1,830,442
建設仮勘定	280,239	役員退職慰労引当金	69,200
その他	115,625	その他	12,063
無形固定資産	**157,392**	**負債合計**	**7,927,937**
ソフトウェア	145,155	**（純資産の部）**	
その他	12,237	**株主資本**	**9,345,896**
投資その他の資産	**695,103**	資本金	2,864,249
投資有価証券	441,984	資本剰余金	2,532,550
繰延税金資産	174,473	利益剰余金	4,282,815
その他	78,645	自己株式	△333,719
		その他の包括利益累計額	**70,905**
		その他有価証券評価差額金	123,236
		退職給付に係る調整累計額	△52,330
		純資産合計	**9,416,802**
資産合計	**17,344,740**	**負債純資産合計**	**17,344,740**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,683,098**
売上原価		**11,047,892**
売上総利益		**8,635,206**
販売費及び一般管理費		**8,301,704**
営業利益		**333,502**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,898	
売電収入	7,850	
その他	14,262	33,011
営業外費用		
支払利息	12,257	
退職給付費用	31,450	
売電費用	4,334	
その他	18,749	66,791
経常利益		**299,722**
特別利益		
固定資産売却益	296	
投資有価証券売却益	19,955	20,251
特別損失		
固定資産除却損	6,897	
固定資産売却損	6,867	
減損損失	12,987	
製品回収関連費用	99,295	
会員権評価損	2,000	128,048
税金等調整前当期純利益		**191,925**
法人税、住民税及び事業税	68,316	
法人税等調整額	36,707	105,024
少数株主損益調整前当期純利益		**86,900**
当期純利益		**86,900**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,864,249	2,532,550	4,620,994	△332,098	9,685,696
会計方針の変更による累積的影響額			△207,556		△207,556
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,864,249	2,532,550	4,413,437	△332,098	9,478,140
当期変動額					
剰余金の配当			△217,523		△217,523
当期純利益			86,900		86,900
自己株式の取得				△1,621	△1,621
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△130,622	△1,621	△132,243
当期末残高	2,864,249	2,532,550	4,282,815	△333,719	9,345,896

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	119,283	△99,378	19,905	9,705,602
会計方針の変更による累積的影響額				△207,556
会計方針の変更を反映した当期首残高	119,283	△99,378	19,905	9,498,046
当期変動額				
剰余金の配当				△217,523
当期純利益				86,900
自己株式の取得				△1,621
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,952	47,047	51,000	51,000
当期変動額合計	3,952	47,047	51,000	△81,243
当期末残高	123,236	△52,330	70,905	9,416,802

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,941,973**	**流動負債**	**4,236,567**
現金及び預金	1,055,211	買掛金	1,451,252
売掛金	4,812,473	一年以内返済予定長期借入金	227,500
商品及び製品	517,087	リース債務	39,432
仕掛品	5,167	未払金	580,272
原材料及び貯蔵品	174,234	未払費用	1,470,326
前払費用	68,674	未払法人税等	57,829
短期貸付金	3,050	未払消費税等	98,187
未収入金	68,806	預り金	176,039
繰延税金資産	234,902	賞与引当金	134,546
その他	2,364	その他	1,178
固定資産	**10,097,230**	**固定負債**	**3,601,012**
有形固定資産	**9,201,279**	長期借入金	1,737,500
建物	3,327,875	リース債務	48,357
構築物	308,627	退職給付引当金	1,733,891
機械及び装置	2,990,506	役員退職慰労引当金	69,200
車両運搬具	6,271	その他	12,063
工具、器具及び備品	112,264	**負債合計**	**7,837,579**
土地	2,093,941	**(純資産の部)**	
リース資産	81,554	**株主資本**	**9,078,388**
建設仮勘定	280,239	**資本金**	**2,864,249**
無形固定資産	**156,136**	**資本剰余金**	**2,532,550**
ソフトウェア	144,072	資本準備金	2,141,805
電話加入権	10,411	その他資本剰余金	390,745
施設利用権	1,653	**利益剰余金**	**4,015,306**
投資その他の資産	**739,814**	利益準備金	298,600
投資有価証券	441,984	その他利益剰余金	3,716,706
関係会社株式	60,000	固定資産圧縮積立金	224,447
出資金	610	特別償却準備金	82,778
長期貸付金	3,680	別途積立金	3,120,000
長期前払費用	759	繰越利益剰余金	289,480
差入保証金	56,696	**自己株式**	**△333,719**
入会保証金	16,900	**評価・換算差額等**	**123,236**
繰延税金資産	159,184	**その他有価証券評価差額金**	**123,236**
		純資産合計	**9,201,624**
資産合計	**17,039,204**	**負債純資産合計**	**17,039,204**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,704,128**
売上原価		**11,214,601**
売上総利益		**8,489,527**
販売費及び一般管理費		**8,220,563**
営業利益		**268,963**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,898	
売電収入	5,727	
その他	44,154	60,780
営業外費用		
支払利息	12,266	
退職給付費用	30,099	
売電費用	3,463	
その他	28,995	74,824
経常利益		**254,919**
特別利益		
固定資産売却益	296	
投資有価証券売却益	19,955	20,251
特別損失		
固定資産除却損	6,583	
固定資産売却損	6,867	
減損損失	10,578	
製品回収関連費用	99,295	
会員権評価損	2,000	125,325
税引前当期純利益		**149,846**
法人税、住民税及び事業税	48,516	
法人税等調整額	40,059	88,575
当期純利益		**61,270**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	298,600	224,494	92,049	3,870,000	△106,027	4,379,115
会計方針の変更による累積的影響額					△207,556	△207,556
会計方針の変更を反映した当期首残高	298,600	224,494	92,049	3,870,000	△313,583	4,171,559
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△46			46	－
特別償却準備金の取崩			△9,270		9,270	－
剰余金の配当					△217,523	△217,523
別途積立金の取崩				△750,000	750,000	－
当期純利益					61,270	61,270
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△46	△9,270	△750,000	603,063	△156,253
当期末残高	298,600	224,447	82,778	3,120,000	289,480	4,015,306

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△332,098	9,443,818	119,283	9,563,102
会計方針の変更による累積的影響額		△207,556		△207,556
会計方針の変更を反映した当期首残高	△332,098	9,236,262	119,283	9,355,546
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の取崩		－		－
剰余金の配当		△217,523		△217,523
別途積立金の取崩		－		－
当期純利益		61,270		61,270
自己株式の取得	△1,621	△1,621		△1,621
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,952	3,952
当期変動額合計	△1,621	△157,874	3,952	△153,921
当期末残高	△333,719	9,078,388	123,236	9,201,624

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林功幸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、カンロ株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林功幸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カンロ株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月18日

カンロ株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　菱田州男　㊞

社外監査役　西村光治　㊞

社外監査役　林　広二郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と認識しております。当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式1株につき金６円　総額108,742,560円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年３月30日

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案理由

(1) 当社は、約２年前に執行役員制度を導入してから現在に至るまで、役付取締役を置いておらず、役員の役位は、社長を含め全て執行役員の役位としております。また、執行役員の管掌範囲は、役員管掌表にて定めていることから実態に即した内容とするため、現行定款第23条を削除するものであります。

(2) 当社は、約２年前から会長職を置いておらず、現在、取締役会の議長は、社長が務めております。仮に将来会長職を設置したとしても、社長が取締役会の議長を務めることは、一般的であると考えられることから、現行定款第25条を変更するものであります。

(3) 2015年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条及び第46条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第32条（社外取締役との責任限定契約）の変更については、各監査役の同意を得ております。また、取締役及び監査役の責任免除にかかる規定は、それぞれ１つの条にまとめて記載するのが一般的であることから、現行定款第32条及び第46条を削除し、同趣旨の規定を定款変更案第30条第２項及び第44条第２項にそれぞれ移設するものであります。

(4) 当社は、現在３名の監査役が就任していますが、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款変更案第35条を新設するものであります。

(5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第22条（条文省略）	第１条～第22条（現行どおり）
（取締役の分掌） 第23条　取締役会の決議をもって各取締役の業務分掌を定める。 ②取締役会長は取締役会の議長として、取締役会の議事を掌理し、かつ会社の業務を統理する。 ③取締役社長は会社の業務を総理する。取締役会長が空席であるときは、取締役社長が取締役会の議長として、取締役会の議事を掌理する。 ④取締役副会長は取締役会長および取締役社長を補佐し、特定の業務を行う。 ⑤取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の各取締役は、取締役社長を補佐し業務を処理する。 ⑥取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。	（削除）
第24条（条文省略）	第23条（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現　行　定　款	変　更　案
第26条～第30条（条文省略）	第25条～第29条（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。 ②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
（社外取締役との責任限定契約） 第32条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	
第33条～第36条（条文省略）	第31条～第34条（現行どおり）
（新設）	（補欠監査役） 第35条　当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ②補欠監査役の選任決議の定足数は、前条第２項の規定を準用する。 ③補欠監査役の選任決議の効力は、選任決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
第37条～第44条（条文省略）	第36条～第43条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 （社外監査役との責任限定契約） 第46条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第47条～第53条（条文省略）	（監査役の責任免除） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。 ②当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。 第45条～第51条（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、独立社外取締役２名の増員とあわせて、取締役４名の改選と新たに３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	三須 和泰（みす かずやす） （昭和32年２月28日生）	昭和54年４月　三菱商事株式会社入社 平成４年２月　英国三菱商事会社出向 平成９年８月　三菱商事株式会社食品原料部 平成16年４月　同社食品本部加工食品第三ユニットマネージャー 平成18年４月　同社生活産業グループCEOオフィス室長代行 平成20年４月　同社生活産業グループCEOオフィス室長 平成21年４月　同社食品本部長兼酪農食品ユニットマネージャー 平成23年４月　同社執行役員中国生活産業グループ統括 平成26年４月　同社執行役員海外市場本部長 （現在に至る）	0株
2	西村 一之（にしむら かずゆき） （昭和30年９月５日生）	昭和53年４月　当社入社 平成15年７月　当社管理本部総務部長 平成20年３月　当社取締役ひかり工場長 平成23年１月　当社取締役マーケティング統括本部長 平成23年３月　当社常務取締役マーケティング統括本部長 平成26年３月　当社取締役専務執行役員開発・営業・新規事業担当 平成26年９月　当社取締役専務執行役員開発・営業担当 平成28年１月　当社取締役専務執行役員研究・開発・営業担当 （現在に至る）	12,000株
3	黒田 幸徳（くろだ ゆきのり） （昭和26年12月13日生）	昭和45年４月　当社入社 平成16年１月　当社松本工場長 平成20年３月　当社取締役松本工場長 平成24年３月　当社取締役生産本部副本部長兼松本工場長 平成25年１月　当社取締役生産本部長 平成25年３月　当社常務取締役生産本部長 平成26年３月　当社取締役専務執行役員生産担当 （現在に至る） 平成26年４月　ひかり製菓株式会社代表取締役社長 平成28年２月　同社取締役 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ひかり製菓株式会社取締役	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	森本憲治 (昭和31年11月27日生)	昭和55年４月　三菱商事株式会社入社 平成15年７月　株式会社ローソン執行役員財務経理ステーションディレクター 平成19年11月　カナダ三菱商事会社副社長 平成21年４月　三菱商事株式会社中部支社業務経理部長 平成24年６月　株式会社ティーガイア常務執行役員 平成26年５月　当社常務執行役員管理本部長 平成27年３月　当社取締役常務執行役員管理担当兼管理本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員管理担当兼管理本部長兼監査室を除く社長直轄部門の補佐 平成28年１月　当社取締役常務執行役員管理担当兼管理本部長（現在に至る） 平成28年２月　ひかり製菓株式会社取締役（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ひかり製菓株式会社取締役	2,000株
5	古本結子 (昭和38年10月４日生)	昭和61年４月　新日本製鐵株式会社入社 平成６年９月　米国Steptoe＆Johnson法律事務所入所 平成７年９月　三菱商事株式会社入社 平成17年４月　同社退社 平成20年７月　同社入社 平成23年８月　同社コンプライアンス総括部部長代行 平成24年４月　同社法務部コンプライアンス総括室長 平成27年３月　当社取締役（現在に至る） 平成27年４月　三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	光田博充 (昭和26年10月４日生)	昭和49年４月　朝日麦酒株式会社入社 平成元年４月　同社食料食品研究所飲料開発部長 平成８年７月　アサヒ飲料株式会社飲料研究所所長 平成12年４月　同社明石工場工場長 平成13年９月　同社執行役員研究所長 平成18年３月　同社取締役研究開発本部長 平成21年３月　同社専務取締役研究開発本部長 平成24年３月　同社顧問 平成25年３月　同社退任 平成25年４月　光田技術士事務所開設 （現在に至る）	0株
7	吉田孝信 (昭和32年２月18日生)	昭和54年４月　プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社入社 東京支店長、販売部長等を歴任 平成10年７月　ルイヴィトン＆モエヘネシーグループタグ・ホイヤー・ジャパン株式会社営業本部長 平成13年１月　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社営業担当副社長 平成19年１月　日本ヒルズ・コルゲート株式会社営業担当副社長 平成24年10月　ダノンジャパン株式会社営業担当副社長 平成27年６月　吉田Ｃ＆Ｍ株式会社代表取締役 （現在に至る）	0株

（注）１　各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２　三須和泰氏は、平成28年３月28日付をもって、三菱商事株式会社の執行役員を退任される予定です。
３　古本結子氏、光田博充氏、吉田孝信氏の３氏は社外取締役候補者であります。
４　光田博充氏、吉田孝信氏の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
５　古本結子氏を社外取締役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６　光田博充氏を社外取締役候補者とした理由は、食品業界における研究・製造分野の豊富な経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
７　吉田孝信氏を社外取締役候補者とした理由は、ダノンジャパン株式会社等の営業担当副社長を歴任されており、営業及びマーケティング分野における豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
８　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
９　当社は社外取締役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。古本結子氏、光田博充氏、吉田孝信氏の選任が承認された場合には、当社は、３氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役林広二郎氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
熊野（くまの）　滋（しげる） (昭和45年４月20日生)	平成６年４月　三菱商事株式会社入社 平成11年６月　株式会社エム・シー・マネジメントサービス出向 平成17年１月　三菱商事株式会社リスクマネジメント部 平成21年１月　Petro Diamond Risk Management Ltd出向　Director & CFO 平成24年７月　Triland Metals Ltd出向　Director & CFO 平成25年９月　三菱商事株式会社生活産業グループ管理部リテイルチームリーダー （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事株式会社生活産業グループ管理部リテイルチームリーダー	0株

(注) 1　監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2　熊野滋氏は社外監査役候補者であります。
3　熊野滋氏を社外監査役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
4　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
5　当社は監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。熊野滋氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役３名選任の件

現在３名の監査役が就任しておりますが、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石井敏夫（いしいとしお） （昭和31年12月20日生）	昭和56年６月　当社入社 平成５年７月　当社企画部課長 平成15年７月　当社開発企画部部長 平成20年４月　当社開発企画部参与部長 平成21年７月　当社新規事業開発室参与部長 平成25年４月　当社商品戦略室参与室長 平成26年９月　当社監査室参与室長 （現在に至る）	3,000株
2	冨永伸太郎（とみながしんたろう） （昭和41年７月５日生）	平成11年10月　司法試験合格 平成12年４月　司法研修所入所 平成13年10月　司法研修所修習生課程修了（54期） 弁護士登録（第一東京弁護士会） 椿法律事務所入所 平成14年９月　同所退所 平成14年10月　松尾綜合法律事務所入所 （現在に至る）	0株
3	大倉達雄（おおくらたつお） （昭和51年９月１日生）	平成11年４月　三菱商事株式会社入社 平成11年６月　MCアカウンティング株式会社出向 平成13年２月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社出向 平成16年２月　三菱商事株式会社中部支社業務経理部 平成18年10月　同社エネルギー事業グループ管理部 平成22年６月　欧州三菱商事経理部兼欧阿中東ＣＩＳ統括付出向 平成26年７月　三菱商事株式会社生活産業グループ管理部 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事株式会社生活産業グループ管理部	0株

（注）１　各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　石井敏夫氏は、菱田州男社外監査役（常勤）の補欠候補者であります。同氏を補欠監査役候補者とした理由は、当社における長年の経験を通じて幅広い見識を有しており、監査室長としての職務を適切に遂行していることから、有事の際には、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

３　石井敏夫氏は、平成28年12月31日付をもって定年に到達致しますが、その後５年間は引続き嘱託社員として重責を担っていただく予定です。

４　冨永伸太郎氏は、西村光治社外監査役（非常勤）の補欠候補者であります。同氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として長年培われた法律知識・経験等を有しており、有事の際には、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

5　大倉達雄氏は、熊野滋社外監査役（非常勤）の補欠候補者であります。同氏を補欠監査役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、有事の際には、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
6　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
7　当社は監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。石井敏夫氏、冨永伸太郎氏、大倉達雄氏の補欠監査役の選任が承認され、かつ法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになった場合には、当社は、補欠として就任される監査役との間で、当該契約を締結する予定であります。

第６号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

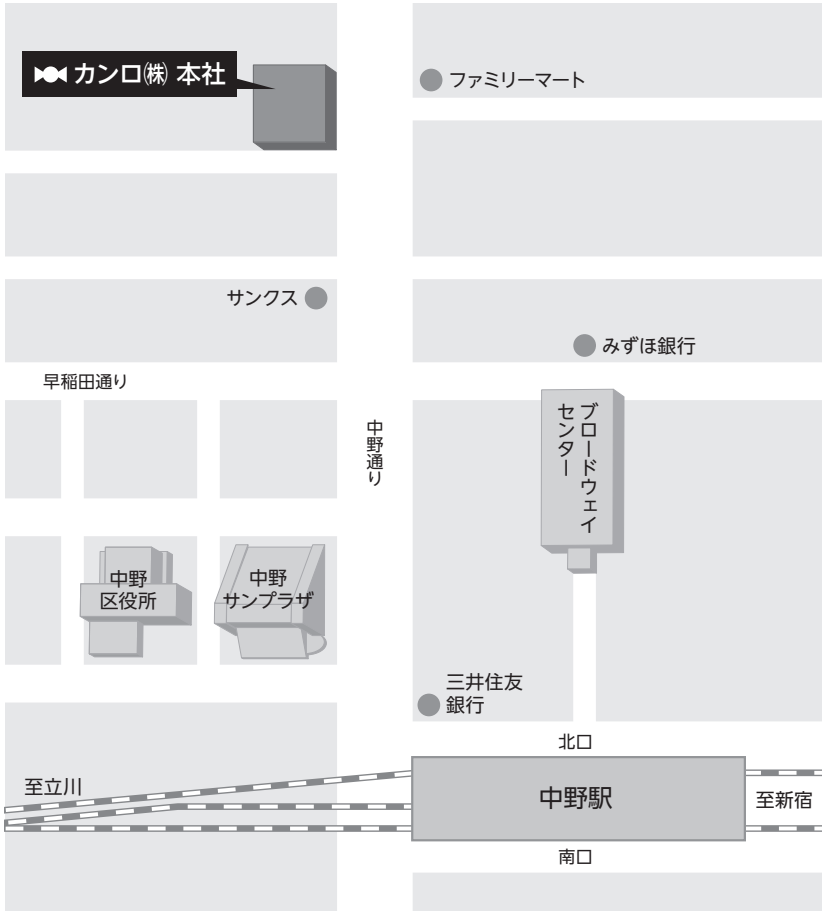
本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます戸名厚氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
戸名（とな）　厚（あつし）	平成26年３月　当社代表取締役社長 （現在に至る）

以　上

株主総会会場ご案内図



日時

平成28年3月29日（火曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

東京都中野区新井二丁目
10番11号
カンロ株式会社 本社 2階会議室
TEL 03-3385-8811（代表）

交通

JR 中央線・総武線
東京メトロ 東西線
中野駅北口　徒歩 約10分

カンロ株式会社

UD FONT

VEGETABLE OIL INK